

平成30年6月

## 最低制限基本価格等算出におけるスクラップ控除の取扱いについて

姫路市が発注する建設工事の入札において設定する最低制限基本価格等（※1）の算出にあたり、スクラップ控除を下記のとおり取り扱っていますのでご留意下さい。

### 記

工事費の積算において、スクラップ控除額が直接工事費とは別に計上されている場合（一般管理費等の計上後に控除されている場合）の最低制限基本価格等の算出にあたっては、直接工事費から当該控除額を減じたうえで、所定の率を乗ずるものとします。

※1 最低制限基本価格等とは、最低制限基本価格、調査基準価格及び調査最低制限基本価格を指します。